

第2回 豊岡市観光自主財源検討委員会 議事要旨

日時：2025年12月23日(火) 13:00-15:00

場所：市役所本庁舎3階 庁議室

<出席者>

委員： 高宮 浩之 委員長（豊岡ツーリズム協議会）
山田 雄一 副委員長（立命館大学大学院教授）
西村 総一郎 委員（一般社団法人日本旅館協会）
大西 伸弥 委員（城崎温泉旅館協同組合）
今津 一也 委員（日和山観光株式会社）
鷹野 真佐子 委員（温泉民宿久兵衛） ※欠席
川原 周子 委員（有限会社そば庄）
羽尻 智子 委員（株式会社シルク温泉やまびこ）
池田 俊介 委員（アドバンス株式会社）
小坂 祐司 委員（全但バス株式会社）
島津 太一 委員（一般社団法人豊岡観光イノベーション）
松宮 未来子 委員（一般社団法人マチノイト） ※欠席
中島 丈裕 委員（神鍋ハイランドホテル）

オブザーバー：豊岡観光協会

一般社団法人城崎温泉観光協会
一般社団法人たけの観光協会
一般社団法人日高神鍋観光協会
特定非営利活動法人但馬國出石観光協会
一般社団法人但東シルクロード観光協会
兵庫県但馬県民局県民躍動室地域振興課

事務局： 豊岡市観光文化部観光政策課

受託事業者： 公益財団法人日本交通公社

1. 開会

2. あいさつ

※高宮委員長から開会にあたっての挨拶

3. 議事

(1) 前回委員会の振返り

※配付資料1に沿って豊岡市から説明

(質疑なし)

(2)観光振興財源の選択 (案)

※配付資料2-1に沿ってJTBFから説明

高宮委員長

○具体的な内容について、今回はより突っ込んだ議論を行いたいと考えている。

西村委員

- 駐車場に係る税は馴染みが薄く、検討の軸は宿泊税又は入湯税（超過課税）になると考える。入湯税は温泉がない地域では対象にならないため、市域全体で考えるなら宿泊税が適していると考ええる。なお、入湯税（超過課税）と宿泊税を併行して課すかは慎重な検討が必要である。
- 宿泊税を2%で設定した場合の試算の額が実体よりも多いようにも思えるが、定率制の試算前提条件（素泊まり料金の考え方）を確認したい。

JTBF

○現時点では、各宿泊施設の食事付等の料金内訳を精緻に把握できていないため、城崎地域は素泊まり価格平均単価2万円、城崎以外は1万円と仮置きして試算している。

中島委員

○神鍋エリアでは温泉施設が少ないため、入湯税より宿泊税の方が適している。

大西委員

- 城崎温泉旅館協同組合の理事会で意見を聞いたところ、宿泊税導入は地域・観光のために必要との意見が9割程度となった。
- ただし、導入する場合は、観光振興に限定して活用する旨を条例等で明確化してほしいという意見がでている。併せて、徴収事務は宿泊事業者の負担となるため、既存の負担（入湯税・温泉使用料）との関係も含め、できる限り説明しやすい形に整理してほしい。

高宮委員長

○駐車場に係る負担は直ちに排除するものではないが、財源規模や制度構築の負担を踏まえ、当面は宿泊税及び入湯税（超過課税）を軸に議論することで概ね了解を得たと理解している。

(3)観光振興財源の選択 (案)

※配付資料2-2に沿ってJTBFから説明

高宮委員長

○最初に私から事務局に確認だが、宿泊税は年齢による免除がないということでよいか。入湯税は12歳未満が課税免除であると理解している。

JTBF

- ご理解のとおり、宿泊税で年齢による課税免除を設定している例はほとんどなく、その場合は年齢にかかわらず全員課税される。なお、熱海市では小学生以下を課税免除としている例がある。

西村委員

- インフレ局面では定率制の意義は理解できるが、旅館では部屋代と食事代を分けないことが多く、定率制は運用面でハードルがあるため、定額制の方が現実的と考えている。入湯税や温泉使用料が定額であることとの整合も考慮が必要である。

島津委員

- 入湯者数ベースで配分すると城崎の割合が大きくなる。宿泊者数に基づく宿泊税の方が公平性の観点で適当ではないか。
- 制度として正しいこと（弾力性等）と、事業者が実務として回せることは別であり、現場負担を踏まえると定額制が現実的と考える。
- 修学旅行等に関する課税免除については、必須ではないと考えている。

山田副委員長

- インフレ対応や将来の税率変更の負担も踏まえて、定率制・段階定額制を含めて検討する必要がある。また、段階定額制でも素泊まり宿泊料金の把握・区分が必要となることに注意が必要である。
- 一方で、特に城崎地域における入湯税及び温泉使用料との併用や商慣習（1泊2食付等）を踏まえると、定額制の方が豊岡市に馴染む可能性もある。

中島委員

- 神鍋エリアは、小規模事業者や高齢の事業者も多く、定率制や段階定額制は事務負担が大きい。手書きでの会計処理も見られるため、定額制が現実的ではないか。

大西委員

- 宿泊料金に税が含まれているケースもあり、事業者の負担とならないよう配慮が必要である。
- 申告・納付の具体的な運用（報告頻度、様式、電子化等）について、イメージが持てる情報提供があればいただきたい。

山田副委員長

- 定率制の場合、旅行会社等への卸の段階で宿泊税の値段が確定する。
- 厳密に運用しようとする、段階的定額制であっても同様の運用が必要となる。

JTBF

- 申告は毎月を基本とする自治体が多い。小規模事業者は承認を得て四半期ごととする例もある。また、申告方法については、エクセル様式や電子申告を用いる方法等があり、自己申告に依拠する。

羽尻委員

- 入湯税より宿泊税が望ましいと考える。定率制は税収増が見込めるが、事務負担の観点から定額制が現実的ではないか。

池田委員

- 徴収事務の負担が大きく感じられる。将来的にはETCのような仕組みを使った滞在税等、よりシンプルな徴収の仕組みも検討余地があるのではないか。

小坂委員

- 徴収する場合は、用途を含めて納得が得られる説明が重要である。

川原委員

- 出石は宿泊施設が少ない。また、徴収主体となる事業者側の負担が課題である。システム導入支援等の具体的な支援策がないと難しいのではないか。

山田副委員長

- 国外事例として、宿のグレードにより額を設定する方式（フランス等）がある。なお、こちらの制度を日本で導入しようとする場合、国内において前例がなく、導入のハードルが高い可能性がある。

西村委員

- 段階的定額制とする場合、例えば「5万円を超えたら別区分」といった大まかな段階設定は検討し得る。ただし複雑化は避けるべきである。

今津委員

- 定率制は計算が複雑で、宿での集計が困難である。段階的定額制も複雑化すると運用が難しい。

大西委員

- 段階的定額制を導入する場合、例えば「1万円以下100円、5万円以下200円、5万円超500円」といった具体的な設定が考えられる。ビジネス利用等については200円程度を負担してもらおう考え方もあり得る。

西村委員

- 個人的な感覚としては、最低水準は200円程度が一つの目安で、段階もなるべく少なく設定すべきではないかと考えている。

山田副委員長

- 負担増への対策として、入湯税を完全にゼロにすることはできないが、入湯税を例えば50円に減額し、宿泊税を導入することによる全体的な税負担を調整するという選択肢も考えられる

島津委員

○段階を細かく設けるのであれば、結局は定率制と同じ課題が出てくるので、段階的定額制の場合でもできるだけシンプルにしたほうが良いのではないかと。

高宮委員長

○総論として、宿泊税が有力であり、方式としては一律定額制が比較的支持されているとの整理となった。段階的定額制の可否や具体的な税額水準等は、引き続き次回以降も検討する。

(4) 観光自主財源「活用」の方向性（案）

※配付資料3に沿ってJTBFから説明

高宮委員長

○今度は活用の側面について、議論いただきたい。

大西委員

○全市共通枠は15%程度、エリア別枠は85%程度とする案が現時点では妥当と考えている。

西村委員

○城崎温泉では、車両流入抑制、フリンジパーキング整備、巡回交通等の複数年度にわたる取組が想定されるため、基金として積み立て、計画的に活用したい。

JTBF

○宿泊税収は基金として貯蓄し、単年度事業だけでなく計画的に活用することを想定している。

今津委員

○課題が明確で投資方針が描けている地域もある一方で、何に使うか定まりにくい地域もある。

高宮委員長

○地域ごとに状況や課題が異なり、方向性が明確な地域もあれば定まっていない地域もある。税収の用途や意思決定主体をどう定めるかが重要であるが、エリア別枠の配分または全市共通枠の配分をどうするか議論も含め、意見交換を深めてほしい。

島津委員

○全市共通枠の定義や配分割合の根拠を説明できるよう整理が必要である。また、意思決定と検証の仕組みをしっかりと設計したい。

中島委員

○税収が多いエリアが価値のあるエリア、税収が少ないエリアが何もできないという構図は避けるべきである。

山田副委員長

- 定額制の場合、宿泊者数の増加が税収増につながるため、城崎の需要平準化と、他地域の宿泊者数増（競争力向上）を両輪として「パイを大きくする」視点が重要である。
- 税収予測ラインを設定し、上振れ分を一定程度、貢献地域に還元する等の仕組みも検討余地がある。
- 納税者の納得性を得るためにも、用途を明確化できるような用途条例の策定が重要である。

今津委員

- 税金を集めた際の管理方法について、どのように管理するのか確認したい。

JTBF

- 基金に積み立てることで、他の財源とは財布を分けて管理をしていくことが想定される。

4. 事務連絡

※次回は2026年2月10日(火) 14:00～開催

5. 閉会

以上